

目 次

IT関係

- ・輸出入・港湾諸手続の簡素化促進及びワンストップサービスの実現・・・ 1

法務関係

- ・外国法事務弁護士の職務経験要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ・有償の法律相談業務の緩和・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- ・個人財務支援専門家制度確立の必要性和弁護士法第72条の見直し・・・ 4
- ・配当規制の緩和・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- ・内容証明等の電子化における確定日付について・・・・・・・・・・・・・・ 6
- ・訴訟代理人資格の緩和・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- ・最低資本金制度の緩和・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- ・個人保証に係る差押禁止財産、自由財産の範囲の拡張・・・・・・・・・・・・ 9
- ・動産・債権担保法制の整備による資金調達の円滑化・・・・・・・・・・・・ 10
- ・単元未満株主の共益権・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- ・子会社による親会社株式保有規制の撤廃・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- ・自己株取得の定款授權化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- ・監査役制度採用会社における利益処分取締役会権限化、取締役の
責任の過失責任化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- ・商事信託関連法制の見直しによる信託スキームの活用・・・・・・・・・・・・ 15
- ・社債発行手続の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- ・新株予約権及び新株予約権付社債の発行に係る発行日程の短縮・・・・・・ 17
- ・株式の募集に対するグリーンシューオプションの解禁・・・・・・・・・・・・ 18
- ・強制転換条項付新株予約権付社債の解禁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- ・LLC、LLP類似の制度の導入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- ・柔軟な組織変更に資する制度改革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- ・事後設立に係る規制緩和・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- ・債権譲渡登記制度の拡充・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- ・中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の適用拡大・・・・・・ 24
- ・動産登記制度の創設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- ・開示形式の統一化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- ・中小企業向けの会計基準の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- ・個人保証のあり方の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- ・社債募集に関する商法上の規制の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- ・労務出資の許容（レストリクテッド・ストック・プランの導入の一環
として）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

・ 外国法事務弁護士の業務上の拠点設置義務 及び 180 日以上の本邦滞在義務	31
・ 特許弁護士の増加	32
・ コミットメント・ラインの対象企業の拡大	33
・ 貸金業に関する諸規制改革（コスト、競争条件、資産流動化の阻害 要因等）	34
金融	
・ サービス法における特定金銭債権の範囲の拡大	35
・ サービスの営業許可要件の緩和（最低資本金の引き下げ）	36
・ 債権管理回収業に関する特別措置法（サービス法）の運用等に ついて	37
・ サービス法における特定金銭債権の範囲の拡大	38
・ 出資法第 1 条（出資金の受入の制限）及び第 2 条（預かり金の禁止）	39
雇用・労働	
・ 外国人研修・技能実習制度の見直し	40
住宅・土地、公共工事関係	
・ 要役地分筆登記に地役権者の承諾書を添付した場合の複写の取扱い の見直し	41
運輸関係	
・ 日本籍船の登記・登録の一元化、船舶原簿と船舶登記簿の変更手続 の一元化	42
・ マルシップ外航客船の外国人乗組員の上陸許可期間の延長	43
その他	
・ 継続的収入が見込まれる個人に対する破産法の適用制限	44
・ カジノの法制化	45
・ カジノの法制化	46
・ カジノの合法化	47
・ 日本籍船でのカジノの自由化	48

分野	IT(運輸)	意見・要望提出者	日本経済団体連合会 (社)日本船主協会						
項目	輸出入・港湾諸手続の簡素化促進およびワンストップサービスの実現								
意見・要望等の内容	2003年度までに、入港から輸入許可に要する時間を最短で24時間以内に短縮するため、各種申請の必要性について根本から再検討を行うこと、現行の申請書類を可能な限り削減し、業務改革(BPR)を進めること、が重要である。その上で、全ての輸出入・港湾関連手続を統合し、1回の入力・送信で複数の申請を可能とするシングルウィンドウ(ワンインプット)システムを整備すべきである。(その他「現行の港湾・輸出入諸手続全ての見直しに関する意見1件」「輸出入や検疫、通関などの手続についても手続窓口の一本化の意見1件」)								
関係法令	出入国管理及び難民認定法, 出入国管理及び難民認定法施行規則	共管	国土交通省、経済産業省、財務省 厚生労働省、農林水産省						
制度の概要	<p>本邦外の地域から本邦に入る船舶等の長又はその船舶等を運行する運送業者は、次のとおり、申請、通報又は報告等の入出港手続を行わなければならないこととしている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 入国審査官への乗員上陸許可及び数次乗員上陸許可に係る申請書の提出(法第16条, 則第15条及び15条の2) 2 入国審査官への入港時刻及び乗員・乗客数, 停泊予定時間その他必要と認められる事項の通報(法第56条, 則第51条) 3 入国審査官への乗客・乗員名簿の提出及び各種報告(法第57条, 則第52条) 								
計画等における記載の状況	<p>輸出入・港湾関連手続のワンストップサービス(シングルウィンドウ化)の推進【平成15年度の出来るだけ早い時期に運用開始】</p> <p>港湾における輸出入手続等については、我が国港湾の競争力強化、物流の効率化等の観点から、電子的な申請・処理を原則とし、そのワンストップ化が極めて重要である。</p> <p>必要なことは、利用者にとって使いやすく、運用に当たってコストが低く、国際標準にも配慮し、手続面で簡素なシステムとなっていることである。このため、既往の部分システムの改善にも努めつつ、平成15年度の出来るだけ早い時期に、上記の要請を満たしたシステムの運用開始ができるよう、関係省庁で合意した基本方針(グランドデザイン)に基づき、関係省庁が協力して、検討・調整を進める。</p>								
対応の状況	<table border="0"> <tr> <td rowspan="2">措置済・措置予定 措置済</td> <td rowspan="2">検討中 措置するか否かを含めて検討中</td> <td rowspan="2">措置困難</td> <td rowspan="2">その他</td> </tr> <tr> <td>措置予定</td> <td>具体的措置の検討中</td> </tr> </table> <p>(実施(予定)時期: 輸出入・港湾関連手続のシングルウィンドウ化については、平成15年7月中を目標)</p>			措置済・措置予定 措置済	検討中 措置するか否かを含めて検討中	措置困難	その他	措置予定	具体的措置の検討中
措置済・措置予定 措置済	検討中 措置するか否かを含めて検討中	措置困難	その他						
				措置予定	具体的措置の検討中				
<p>(説明)</p> <p>(1) 輸出入・港湾関連手続のシングルウィンドウ化については、平成15年7月中を目標にこれを実現することとしており、関係府省と連携、協力しつつ、現在、鋭意システム開発作業を進めているところである。</p> <p>(2) シングルウィンドウ化に当たっては、利用者にとって使いやすく、運用に当たってコストが低く、国際標準にも配慮し、手続面で簡素なシステムを構築するよう取り組んでいるところであり、これまで、シングルウィンドウ説明会を全国6カ所で開催するなど、民間利用者の意見聴取にも努めてきたところである。</p> <p>(3) また、手続の徹底した見直しについては、今後とも、各種手続の必要性を逐次検討し、その見直しが必要なものについては、適宜、措置していくこととしているところである。</p>									
担当局課室等名	入国管理局総務課出入国情報管理室, 入国在留課								

分野	法務	意見・要望提出者	EU, 関西経済連合会	
項目	外国法事務弁護士の職務経験要件			
意見・要望等の内容	外国法事務弁護士の職務経験要件を撤廃する。 外国弁護士の本国における労務提供の期間について職務経験とみなし得る期間に関する制限を撤廃する。			
関係法令	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第10条	共管	なし	
制度の概要	<p>外国法事務弁護士となる資格の承認を受けるためには、3年以上の外国弁護士としての職務経験が必要とされている。また、我が国における労務提供は、1年を限度として上記職務経験に参入することができることとされている。</p> <p>(平成10年8月の法改正により、職務経験要件を大幅に緩和し、職務経験期間をこれまで5年以上とされていたものを3年以上で足りることとした上、職務経験地についても、これまで資格取得国(原資格国)に限定されていたものを、それ以外の外国において資格取得国の法に関する法律事務を行う業務に従事した期間も入できることとした。)</p>			
計画等における記載の状況	なし			
対応の状況	<p>措置済・措置予定 措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期:)</p>	<p>検討中 措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>職務経験要件は、外国法事務弁護士となる資格承認申請者が、原資格国法に関する法律事務を取り扱うに足りる十分な能力・資質を有し、かつ適切な監督の下で倫理的にも外国弁護士として欠けることがなかったことの証明に代えるために課しているものであり、依頼者保護の観点から、妥当性を有しているものと考えられ、現段階では同要件を撤廃することは考えていない。また、我が国における労務提供の期間は、法律事務を行っていたとは同視できないものの、外国弁護士の実務経験と共通するため例外的に職務経験期間への参入を認めたものであるから、1年を限度とすることには合理性があり、現段階では更なる要件緩和は考えていない。</p>				
担当局課室等名	大臣官房司法法制部司法法制課			

分野	法務	意見・要望提出者	第二地方銀行協会			
項目	配当規制の緩和					
意見・要望等の内容	保有株式の評価差額金にかかる配当規制上の取扱いに関し、評価差額金がマイナスの場合における配当可能利益の計算上、評価差額金を剰余金と通算しないことを認める。					
関係法令	商法第 290 条、第 293 条ノ 5	共管	なし			
制度の概要	保有株式の評価差額金がマイナスの場合は、配当可能利益の計算上剰余金と通算されることとなっている。					
計画等における記載の状況	該当なし					
対応の状況	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; border-right: 1px dashed black; padding-right: 10px;"> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="margin-bottom: 10px;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">措置済・措置予定 措置済</div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">措置予定</div> </div> <div style="margin-top: 10px;">(実施(予定)時期：)</div> </div> </td> <td style="width: 50%; padding: 0 10px;"> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="margin-bottom: 10px;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">検討中 措置するか否かを含めて検討中</div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">具体的措置の検討中</div> </div> </div> </td> <td style="width: 25%; padding-left: 10px;"> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="margin-bottom: 10px;">措置困難</div> <div style="margin-bottom: 10px;">その他</div> </div> </td> </tr> </table>			<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="margin-bottom: 10px;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">措置済・措置予定 措置済</div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">措置予定</div> </div> <div style="margin-top: 10px;">(実施(予定)時期：)</div> </div>	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="margin-bottom: 10px;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">検討中 措置するか否かを含めて検討中</div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">具体的措置の検討中</div> </div> </div>	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="margin-bottom: 10px;">措置困難</div> <div style="margin-bottom: 10px;">その他</div> </div>
<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="margin-bottom: 10px;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">措置済・措置予定 措置済</div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">措置予定</div> </div> <div style="margin-top: 10px;">(実施(予定)時期：)</div> </div>	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="margin-bottom: 10px;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">検討中 措置するか否かを含めて検討中</div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">具体的措置の検討中</div> </div> </div>	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="margin-bottom: 10px;">措置困難</div> <div style="margin-bottom: 10px;">その他</div> </div>				
<p>(説明)</p> <p>株式等評価差額金がマイナスの場合には、会社の純資産額の減少をもたらすこととなるため、債権者保護の観点から、当該マイナス額を配当可能利益に反映させることが適切であって、これを反映させないとする措置は困難である。</p>						
担当局課室等名	民事局参事官室					

分野	法務	意見・要望提出者	(社)全国信用金庫協会
項目	内容証明等の電子化における確定日付について		
意見・要望等の内容	電磁的記録に記録された日付情報に確定日付の効力が認められる場合に、民法施行法第5条第1項第5号の場合を含め、郵便局における電子内容証明システムによる電子内容証明の内容をなす日付に確定日付としての効力を認める。		
関係法令	民法施行法第5条第1項第2項、第3項、第1項第5号	共管	なし
制度の概要	官庁又は公署において私書証書にある事項を記入し、これに日付を記載したときは、その日付をもってその証書の確定日付とされている（民法施行法第5条第1項第5号）が、電磁的記録に記録された日付情報に確定日付の効力を認められる場合については、指定公証人の公証役場において作られた電磁的記録に記録された日付情報に限定されている（同条第2項、第3項）		
計画等における記載の状況	該当なし。		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
（説明） 電子内容証明等の電子的方法で債権譲渡の通知をした場合等の確定日付性の付与に関し、民法施行法上の措置の要否や可否を検討する際には、当省が所管していない電子内容証明の制度の具体的内容や在り方も含めて検討の対象とすることが必要であり、現時点での回答は困難である。 仮に、電子内容証明が私書証書の内容となる情報を郵便局において電磁的記録により受け付け、郵便局において当該電磁的記録に電磁的方法により日付情報を付した後に、当該電磁的記録に記録された情報を書面化して郵送するものである場合には、民法施行法第5条第1項第5号の「私書証書ニ日付ヲ記載シタルトキ」に当たるかどうかの問題となるが、現在行われている内容証明と実体が変わらないのであれば、確定日付性が認められることになると考えられる。			
担当局課室等名	民事局参事官室		

分野	法務	意見・要望提出者	関経連
項目	訴訟代理人資格の緩和		
意見・要望等の内容	当該会社の訴訟については、事件内容を熟知している会社の法務部員が代理人となれるようにしてほしい。		
関係法令	民事訴訟法第54条, 弁護士法第72条	共管	なし
制度の概要	簡易裁判所以外の裁判所において訴訟代理人となることができるのは、法令による代理人のほかは、弁護士に限られるとしている。報酬を得る目的で訴訟事件の代理等を取り扱うことを業とすることができるのは、原則として弁護士又は弁護士法人に限定されている。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済 措置予定 (実施(予定)時期:)	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	
(説明)			
<p>民事訴訟法第54条が定めている弁護士代理の原則は、いわゆる三百代言など不明朗な職業の発生を防止するとともに、必ずしも法律に明るいとはいえない当事者の利益保護を確実にし、かつ、訴訟手続の円滑を確保することを目的とするものである。</p> <p>弁護士でない企業法務部員に対し、簡易裁判所以外の裁判所における訴訟代理権を付与した場合、弁護士でない者が「企業法務部員」と称して不特定多数の企業の訴訟に関与することを業とするなど、弁護士法第72条の規定が容易に潜脱されることが予想される。</p> <p>また、企業法務部員というだけでは訴訟追行のための十分な知識・技能を担保することはできず、弁護士でない企業法務部員が簡易裁判所以外の裁判所において訴訟代理人として訴訟を進行することにより、相手方当事者の利益が害され、国民の司法に対する信頼が失われるおそれも極めて強い。</p> <p>したがって、企業法務部員に、簡易裁判所以外の裁判所における訴訟代理権を付与することは、極めて困難である。</p>			
担当局課室等名	民事局参事官室, 大臣官房司法法制部		

分野	法務	意見・要望提出者	ニュービジネス協議会 大阪商工会議所																
項目	最低資本金制度の緩和																		
意見・要望等の内容	株式会社の最低資本金制度を緩和する。																		
関係法令	商法第 168 条 / 4	共管	なし																
制度の概要	株式会社の資本金の額は 1000 万円以上とされている。																		
計画等における記載の状況	該当なし																		
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">措置済・措置予定 措置済</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">検討中 措置するか否かを含めて検討中</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">措置困難</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">措置予定</td> <td style="text-align: center;">具体的措置の検討中</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="4">(実施(予定)時期：)</td> </tr> </table>					措置済・措置予定 措置済	検討中 措置するか否かを含めて検討中	措置困難	その他		措置予定	具体的措置の検討中				(実施(予定)時期：)			
	措置済・措置予定 措置済	検討中 措置するか否かを含めて検討中	措置困難	その他															
	措置予定	具体的措置の検討中																	
	(実施(予定)時期：)																		
<p>(説明)</p> <p>株式会社における最低資本金制度については、会社法制の現代化(平成 17 年法案提出予定)に係る今後の法制審議会等の議論において、その見直しの要否等についての検討がされる予定である。</p>																			
担当局課室等名	民事局参事官室																		

分野	法務	意見・要望提出者	日本商工会議所ほか
項目	個人保証にかかる差押禁止財産，自由財産の範囲の拡張		
意見・要望等の内容	個人保証をした企業経営者については，再度の起業を促進する観点から，差押禁止財産・自由財産の範囲を拡大する。		
関係法令	民事執行法第131条，民事執行法施行令第1条，破産法第6条	共管	
制度の概要	<p>強制執行を受けた場合には，衣服，寝具，家具等の日常生活に欠くことができない動産等，生活に必要な2か月分の食料等，標準的な世帯の1か月分の必要生活費（21万円：民事執行法施行令第1条）の差押えが禁止されている（民事執行法第131条）。</p> <p>破産宣告を受けた場合でも，強制執行を受けた場合と同様に， から までの財産等については，自由財産として，破産財団を構成しないものとしている（破産法第6条）。</p>		
計画等における記載の状況	該当なし。		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
（説明） 民事執行法及び破産法は一般法であり，すべての債務者及び破産者を対象とする制度である。このような一般法としての性格からすると，保証債務を負った企業経営者に限定して，再度の企業を促進する観点から，民事執行法上の差押禁止財産や破産法上の自由財産の範囲を拡大することは不適當である。 また，破産手続は，破産者が負担している全ての債務の弁済に充てるため，自由財産を除く破産者の総財産である破産財団を清算する手続であることから，自由財産も全ての債務との関係で問題となるものである。したがって，特定の債務を負ったことを理由として自由財産の範囲を拡大するということは不適當である。			
担当局課室等名	民事局参事官室		

分野	法務	意見・要望提出者	社団法人ニュービジネス協議会	
項目	動産・債権担保法制の整備による資金調達の円滑化			
意見・要望等の内容	動産・債権担保法制の整備による資金調達の円滑化			
関係法令	民法	共管	なし	
制度の概要	<p>動産を目的とすることができる担保制度としては、民法上、留置権、先取特権、質権があり、特別法においては、動産を目的として抵当権を設定することができるとするものもある。また、判例により、動産を譲渡担保の目的とすることも認められている。</p> <p>債権を目的とすることができる担保制度としては、民法上、質権があり、判例により、債権を譲渡担保の目的とすることも認められている。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	<p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：)</p>	<p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>		
<p>(説明)</p> <p>我が国における動産及び債権の担保制度については、民法にその基本的なルールが定められているところである。民法施行後の担保取引の発展に伴い、各種の動産や債権を担保化するための特別法も整備されている。</p> <p>要望の具体的内容は不明だが、総合規制改革会議の「規制改革の推進に関する第二次答申—経済活性化のために重点的に推進すべき規制改革—」(平成14年12月12日)において、動産・債権担保法制の整備に関するニーズの有無、問題点の洗い出し等についての検討開始が掲げられたことを踏まえ、平成15年度中に、必要な研究と検討を開始する。</p>				
担当局課室等名	民事局参事官室			

分野	法務	意見・要望提出者	日本自動車工業会	
項目	単元未満株主の共益権			
意見・要望等の内容	単元未満株主の共益権はないものとするべきである。			
関係法令	商法第 221 条	共管	なし	
制度の概要	単元未満株主は、議決権及び議決権を基礎とする少数株主権以外の共益権を有する。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
(説明) 単元未満株式制度については、会社法制の現代化(平成 17 年法案提出予定)に係る今後の法制審議会等の議論において、その見直しの要否等についての検討がされる予定である。				
担当局課室等名	民事局参事官室			

分 野	法務	意見・要望提出者	日本自動車工業会	
項 目	子会社による親会社株式保有規制の撤廃			
意見・要望等の内容	子会社による親会社株式保有を原則として自由とする。			
関係法令	商法第 211 条 / 2	共 管	なし	
制度の概要	子会社による親会社の株式の保有は一定の場合を除いて禁止されている。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定 (実施(予定)時期：	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
(説明) 子会社による親会社株式の保有規制については、会社法制の現代化(平成 17 年法案提出予定)に係る今後の法制審議会等の議論において、その見直しの要否等についての検討がされる予定である。				
担当局課室等名	民事局参事官室			

分野	法務	意見・要望提出者	日本自動車工業会	
項目	自己株取得の定款授權化			
意見・要望等の内容	定款授權による取締役会決議での自己株取得を認めるべきである。			
関係法令	商法第 210 条第 1 号	共管	なし	
制度の概要	自己株を取得するためには原則として定時株主総会における決議が必要である。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
(説明) 自己株取得のための手続については、会社法制の現代化(平成 17 年法案提出予定)に係る今後の法制審議会等の議論において、その見直しの要否等についての検討がされる予定である。				
担当局課室等名	民事局参事官室			

分野	法務	意見・要望提出者	日本自動車工業会					
項目	監査役制度採用会社における利益処分取締役会権限化，取締役の責任の過失責任化							
意見・要望等の内容	監査役制度採用会社も利益処分を取締役会の権限とすべきである。監査役制度採用会社の取締役の責任を過失責任化すべきである。							
関係法令	商法第 283 条第 1 項，第 266 条第 1 項	共管	なし					
制度の概要	監査役制度採用会社においては，利益処分案について株主総会の決議が必要とされている。監査役制度採用会社においては，違法配当等一定の事由について取締役の無過失責任が定められている。なお，委員会等設置会社においては，利益処分は取締役会の権限とされ，取締役の責任も過失責任化されている。							
計画等における記載の状況	該当なし							
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <div style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;"> <p style="text-align: center;">措置済・措置予定 措置済</p> <p style="text-align: center;">措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：)</p> </div> </td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p style="text-align: center;">検討中</p> <div style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;"> <p style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</p> <p style="text-align: center;">具体的措置の検討中</p> </div> </td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 20%; vertical-align: top;"> <p style="text-align: center;">措置困難</p> <p style="text-align: center;">その他</p> </td> </tr> </table>			<div style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;"> <p style="text-align: center;">措置済・措置予定 措置済</p> <p style="text-align: center;">措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：)</p> </div>		<p style="text-align: center;">検討中</p> <div style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;"> <p style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</p> <p style="text-align: center;">具体的措置の検討中</p> </div>		<p style="text-align: center;">措置困難</p> <p style="text-align: center;">その他</p>
<div style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;"> <p style="text-align: center;">措置済・措置予定 措置済</p> <p style="text-align: center;">措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：)</p> </div>		<p style="text-align: center;">検討中</p> <div style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;"> <p style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</p> <p style="text-align: center;">具体的措置の検討中</p> </div>		<p style="text-align: center;">措置困難</p> <p style="text-align: center;">その他</p>				
<p>(説明)</p> <p>株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律上の大会社であって監査役が置かれるべきものにおける利益処分の権限及び取締役の責任の過失責任化については，会社法制の現代化（平成 17 年法案提出予定）に係る今後の法制審議会等の議論において，その見直しの要否等についての検討がされる予定である。</p>								
担当局課室等名	民事局参事官室							

分野	法務	意見・要望提出者	(社)日本経団連
項目	商事信託関連法制の見直しによる信託スキームの活用		
意見・要望等の内容	<p>以下の点について、商事信託に関する法制度を整備すべきである。</p> <p>一定の要件を満たす場合に忠実義務を緩和し、受託者の利益相反行為等を認める。</p> <p>原則として受託者の信託事務処理を代人に行わせることを認める。</p> <p>受益者多数の場合の受益者の権利行使の方法に関する規定を整備する。</p> <p>信託の分割・併合に関する規定を整備する。</p> <p>特定の信託の受託者であることを明示してなされた取引については、当該取引債権者に対する責任を信託財産の範囲に限定する。</p>		
関係法令	信託法 信託業法 金融機関ノ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律	共管	金融庁
制度の概要	<p>受託者は、やむを得ない事由があつて裁判所の許可がある場合を除いて、信託財産を固有財産とし、又は信託財産について権利を取得することができない（信託法22条1項）。</p> <p>受託者は、信託行為に別段の定めがある場合及びやむを得ない事由がある場合に限って、信託事務処理を代人に行わせることができる（信託法26条1項）。</p> <p>複数の受益者が存在する場合の受益者の権利行使の方法及び信託の分割・併合等について、信託法に規定はない。</p> <p>受託者が信託事務の処理のために行った取引については、特約のない限り、当該取引債権者に対して、受託者個人も責任を負う。</p>		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	<p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：)</p>	<p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	
(説明)			
現在、信託法に関し、どのような事項の見直しが必要であるかということについて検討中である。			
担当局課室等名	民事局参事官室		

分野	法務	意見・要望提出者	日本経団連 リース事業協会 (株)オリックス			
項目	社債発行手続の見直し					
意見・要望等の内容	社債の募集についての取締役会決議の義務付けを見直し,代表取締役への権限委譲を可能とすべきである。					
関係法令	商法第 296 条	共管	なし			
制度の概要	社債の募集については,取締役会の決議が必要とされている。					
計画等における記載の状況	該当なし					
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:) </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 措置困難 その他 </td> </tr> </table>			措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他				
(説明) 社債の発行手続については,会社法制の現代化(平成 17 年法案提出予定)に係る今後の法制審議会等の議論において,その見直しの要否等についての検討がされる予定である。						
担当局課室等名	民事局参事官室					

分野	法務	意見・要望提出者	日本経団連 リース事業協会 (株)オリックス				
項目	新株予約権及び新株予約権付社債の発行に係る発行日程の短縮						
意見・要望等の内容	ブックビルディング方式によって行使の条件等が決定される新株予約権や新株予約権付社債について、行使の条件等の決定方法による公告等が認められるような改正を行うべきである。						
関係法令	商法第 341 条ノ 15，第 280 条ノ 3ノ 2	共管	なし				
制度の概要	新株予約権及び新株予約権付社債においては、発行価額等の決定後に公告をすることが必要であり、ブックビルディング方式等の「行使の条件等の決定方法」のみを決定して公告を行うことは認められていない。						
計画等における記載の状況	該当なし						
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <div style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;"> <p style="text-align: center;">措置済・措置予定 措置済</p> <p style="text-align: center;">措置予定</p> </div> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p style="text-align: center;">検討中</p> <div style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;"> <p style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</p> <p style="text-align: center;">具体的措置の検討中</p> </div> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p style="text-align: center;">措置困難</p> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p style="text-align: center;">その他</p> </td> </tr> </table> <p>(実施(予定)時期：)</p>			<div style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;"> <p style="text-align: center;">措置済・措置予定 措置済</p> <p style="text-align: center;">措置予定</p> </div>	<p style="text-align: center;">検討中</p> <div style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;"> <p style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</p> <p style="text-align: center;">具体的措置の検討中</p> </div>	<p style="text-align: center;">措置困難</p>	<p style="text-align: center;">その他</p>
<div style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;"> <p style="text-align: center;">措置済・措置予定 措置済</p> <p style="text-align: center;">措置予定</p> </div>	<p style="text-align: center;">検討中</p> <div style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;"> <p style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</p> <p style="text-align: center;">具体的措置の検討中</p> </div>	<p style="text-align: center;">措置困難</p>	<p style="text-align: center;">その他</p>				
<p>(説明)</p> <p>新株予約権及び新株予約権付社債の発行手続については、会社法制の現代化(平成 17 年法案提出予定)に係る今後の法制審議会等の議論において、その見直しの要否等についての検討がされる予定である。</p>							
担当局課室等名	民事局参事官室						

分野	法務	意見・要望提出者	日本経団連					
項目	株式の募集に対するグリーンシュューオプションの解禁							
意見・要望等の内容	株式の売出しについてのグリーンシュューオプションは認められているが、株式の募集についてのグリーンシュューオプションは認められていないので、認めるべきである。							
関係法令	商法第 280 条ノ 2 , 第 280 条ノ 3 ノ 2	共管	なし					
制度の概要	株式の募集についても、証券業協会の規則が昨年 7 月に改正され、グリーンシュューオプションの付与が解禁されている。							
計画等における記載の状況	該当なし							
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期： </td> <td style="width: 5%; text-align: center;">}</td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 </td> <td style="width: 10%; vertical-align: top;">}</td> <td style="width: 10%; vertical-align: top;"> 措置困難 その他 </td> </tr> </table>			措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：	}	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	}	措置困難 その他
措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：	}	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	}	措置困難 その他				
(説明) 参照								
担当局課室等名	民事局参事官室							

分野	法務	意見・要望提出者	日本経団連			
項目	強制転換条項付新株予約権付社債の解禁					
意見・要望等の内容	強制転換条項を付した新株予約権付社債の発行が可能であることを明確化すべきである。					
関係法令	商法第 341 条 / 5	共管	なし			
制度の概要	会社の選択により強制的に転換する強制転換条項付新株予約権付社債は商法上規定されていない。					
計画等における記載の状況	該当なし					
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <div style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;"> <p style="text-align: center;">措置済・措置予定 措置済</p> <p style="text-align: center;">措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：)</p> </div> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top; padding-left: 20px;"> <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;"> <p style="text-align: center;">検討中 措置するか否かを含めて検討中</p> <p style="text-align: center;">具体的措置の検討中</p> </div> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top; padding-left: 20px;"> <p style="text-align: center;">措置困難</p> <p style="text-align: center;">その他</p> </td> </tr> </table>			<div style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;"> <p style="text-align: center;">措置済・措置予定 措置済</p> <p style="text-align: center;">措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：)</p> </div>	<div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;"> <p style="text-align: center;">検討中 措置するか否かを含めて検討中</p> <p style="text-align: center;">具体的措置の検討中</p> </div>	<p style="text-align: center;">措置困難</p> <p style="text-align: center;">その他</p>
<div style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;"> <p style="text-align: center;">措置済・措置予定 措置済</p> <p style="text-align: center;">措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：)</p> </div>	<div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;"> <p style="text-align: center;">検討中 措置するか否かを含めて検討中</p> <p style="text-align: center;">具体的措置の検討中</p> </div>	<p style="text-align: center;">措置困難</p> <p style="text-align: center;">その他</p>				
<p>(説明)</p> <p>新株予約権付社債については、会社法制の現代化(平成 17 年法案提出予定)に係る今後の法制審議会等の議論において、その見直しの要否等についての検討がされる予定である。</p>						
担当局課室等名	民事局参事官室					

分野	法務	意見・要望提出者	日本経団連
項目	LLC, LLP類似の制度の導入		
意見・要望等の内容	米国のLLC, LLPのような, 全ての出資者の有限責任と税制上の導管となる組織形態を認めるべきである。		
関係法令	なし	共管	なし
制度の概要	全ての出資者が有限責任であるような事業組織形態において, 当然に税制上の導管となるものは認められていない。		
計画等における記載の状況	合理的かつ健全な私法上の事業組織形態の在り方について, 私法上の問題点の整理と検討を開始するとともに, 併せて税法上の取扱いも検討する。		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済	検討中 措置するか否かを含めて検討中	措置困難 その他
	措置予定	具体的措置の検討中	
	(実施(予定)時期:)		
<p>(説明)</p> <p>要望事項のうち, 事業組織形態に係る私法上の規制の在り方については, 現在作業中の会社法制の現代化(平成17年法案提出予定)に係る今後の法制審議会等の議論において, 検討がされる予定である。</p>			
担当局課室等名	民事局参事官室		

分野	法務	意見・要望提出者	日本経団連			
項目	柔軟な組織変更に資する制度改革					
意見・要望等の内容	株式の強制買取制度,キャッシュアウトマージャーの導入					
関係法令	商法	共管	なし			
制度の概要	株式の強制買取制度は商法上規定されていない。 現行法上合併の対価は株式及び合併交付金とされており,キャッシュアウトマージャーは認められないと解される。					
計画等における記載の状況	該当なし					
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>措置済・措置予定 措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期:)</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>検討中 措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>措置困難</p> <p>その他</p> </td> </tr> </table>			<p>措置済・措置予定 措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期:)</p>	<p>検討中 措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>措置困難</p> <p>その他</p>
<p>措置済・措置予定 措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期:)</p>	<p>検討中 措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>措置困難</p> <p>その他</p>				
<p>(説明)</p> <p>株式制度及び組織再編制度については,会社法制の現代化(平成17年法案提出予定)に係る今後の法制審議会等の議論において,その見直しの要否等についての検討がされる予定である。</p>						
担当局課室等名	民事局参事官室					

分野	法務	意見・要望提出者	リース事業協会
項目	事後設立にかかる規制緩和		
意見・要望等の内容	資産流動化を図るための新設会社について、事後設立の規制をはずすことを要望する。		
関係法令	商法第 246 条	共管	なし
制度の概要	会社が、設立後 2 年以内に、その成立前から存在する財産で営業のために継続して使用すべきものについて資本の 20 分の 1 以上の対価で取得する場合には、検査役の調査や弁護士の証明等、一定の手続を必要とする。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	
(説明) 事後設立規制については、会社法制の現代化(平成 17 年法案提出予定)に係る今後の法制審議会等の議論において、その見直しの要否等についての検討がされる予定である。			
担当局課室等名	民事局参事官室		

分野	法務	意見・要望提出者	(社)リース事業協会
項目	債権譲渡登記制度の拡充		
意見・要望等の内容	債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律に規定する債権譲渡登記制度の対象を債務者対抗要件にも拡充し、債権譲渡登記を経由することによって、債権譲渡の債務者対抗要件も具備できるようにすること。		
関係法令	債権上等の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律第2条。民法第467条。	共管	なし。
制度の概要	民法は、指名債権譲渡の対抗要件につき、債務者に対しては、当該譲渡の通知又は債務者の承諾を、債務者以外の第三者に対しては、その通知又は承諾が確定日付ある証書をもってなされることを、それぞれの対抗要件と定めている(同法第467条)。債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律により、法人がする金銭債権の譲渡につき、債権譲渡登記を経由することにより、第三者対抗要件を具備することが可能となった(同法第2条第1項)が、債務者対抗要件を具備するためには、なお、債務者への譲渡の通知又は債務者の承諾が必要とされている。		
計画等における記載の状況	該当なし。		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済	検討中 措置するか否かを含めて検討中	措置困難 その他
	措置予定	具体的措置の検討中	
	(実施(予定)時期：)		
(説明)			
<p>債権譲渡の債務者対抗要件の機能は、債務者に自己の弁済先を確知させて二重弁済の危険を防止することと、債務者が従前の債権者との関係で生じた抗弁のうちいつまでに生じた抗弁であれば新債権者に対しても対抗できるかを明らかにして、法律関係を明確にし、債務者の信頼を保護することにある。したがって、債務者対抗要件が有するこれらの機能を果たさせるためには、債務者に債権譲渡の事実を認識させることが不可欠であるから、債務者が全く関与しない債権譲渡登記を経由することによって、債権譲渡の債務者対抗要件も具備できるようにすることは、債務者の利益を害することになって妥当ではない。</p>			
担当局課室等名	民事局参事官室，民事局商事課		

分野	法務	意見・要望提出者	(社)リース事業協会 (株)オリックス	
項目	中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の適用拡大			
意見・要望等の内容	民法上の組合について、無限責任組合員と有限責任組合員によって構成される組合制度を確立すべきである。			
関係法令	民法第667条～第688条	共管	なし	
制度の概要	民法は、典型契約としての組合について規定しているにすぎず、強行法規ではないことから、現行法上、何らの規制も存しない。			
計画等における記載の状況	【 1(3)イ 】 合理的かつ健全な私法上の事業組織形態の在り方について、私法上の問題点の整理と検討を開始するとともに、併せて税法上の取扱いも検討する【平成14年度検討開始】。			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済	検討中 措置するか否かを含めて検討中	措置困難	その他
	措置予定	具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期：)			
(説明) 民法は、あくまでも典型契約としての組合について規定しているに過ぎず、強行法規ではないことから、契約自由の原則にしたがって、民法に規定する組合とは別の無限責任組合員と有限責任組合員によって構成される組合を作ること、現行法上も可能である。				
担当局課室等名	民事局参事官室			

分野	法務	意見・要望提出者	社団法人リース事業協会	
項目	動産登記制度の創設			
意見・要望等の内容	動産の登記制度を創設すること。高額な工作機械，建設機械，産業機械等に係る登記制度は，リース会社の債権保全等に有用である。			
関係法令	民法第178条，第192条	共管	なし	
制度の概要	自動車，航空機，建設機械等の特定の動産を除き，一般に，動産には，不動産登記のような登記による公示制度は設けられておらず，その物権変動については，引渡し公示手段とされている（民法178条）。なお，このように引渡しでは十分に公示の役割を果たしていないため，これを補うものとして，動産の即時取得の制度が設けられている（民法192条）。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期：)			
(説明)				
<p>自動車，航空機，建設機械等の特定の動産については，自動車抵当法，航空機抵当法，建設機械抵当法等において登記・登録制度が設けられているところであるが，特定の動産にとどまらず，一般的に動産についての登記制度を創設することについては，不動産と違って，動産の種類や数が膨大であること，動産の生成や滅失が容易かつ頻繁であること，物件の移動が容易であること，同一種類の動産から目的物たる動産を特定することは容易でないこと，動産取引は一般に頻繁に行われることなどから，その物権変動を登記によって公示することがそもそも可能かということや，仮にこれが可能としても具体的な制度設計をどのようにするかなど問題が多く，また，動産の即時取得との関係をどのようにするかなどの問題もある。さらに，このような制度を設けることによって，かえって動産に関する迅速な取引を阻害することにならないかなどの問題もある。</p> <p>動産について，登記による公示制度を設けるかどうかについては，以上のような点を考慮しつつ，総合規制改革会議の「規制改革の推進に関する第二次答申—経済活性化のために重点的に推進すべき規制改革—」（平成14年12月12日）において，動産・債権担保法制の整備に関するニーズの有無，問題点の洗い出し等についての検討開始が掲げられたことも踏まえ，平成15年度中に，必要な研究と検討を開始する。</p>				
担当局課室等名	民事局参事官室			

分 野	法務	意見・要望提出者	リース事業協会
項 目	開示形式の統一化		
意見・要望等の内容	公開会社において必要とされる商法と証券取引法の開示の要式を統一してほしい。		
関係法令	商法，証券取引法	共 管	金融庁
制度の概要	公開会社においては，商法及び証券取引法（決算短信，有価証券報告書）により，それぞれ異なる様式での開示が要求されている。		
計画等における記載の状況	企業情報開示の在り方について，証券取引法に基づく財務諸表（個別企業の財務諸表）との整合性が確保されるよう，商法及び法務省令の規定を整備する。（第154回国会に関係法案提出） （平成14年3月29日付「3か年計画（改定）」）		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
（実施（予定）時期：平成15年4月）			
<p>（説明）</p> <p>第154回国会において「商法等の一部を改正する法律」（平成14年法律第44号）（平成15年4月1日施行予定）が成立し，商法上の開示について一定の事項が商法施行規則に委任された。これを受けた商法施行規則の一部改正（商法施行規則の一部を改正する省令（平成15年法務省令第7号））により，証券取引法上要求される開示との差異についての調整が図られた。</p>			
担当局課室等名	民事局参事官室		

分野	法務	意見・要望提出者	リース事業協会
項目	中小企業向けの会計基準の整備		
意見・要望等の内容	中小企業向けの会計基準の作成		
関係法令	商法, 商法施行規則	共管	なし
制度の概要	商法上, 中小企業を対象とした特別の会計基準は存在しない。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	
	(実施(予定)時期: 平成15年4月)		
<p>(説明)</p> <p>商法及び商法施行規則においては, 財産の評価に関する会計処理について複数の方法を認め, 中小企業が公開会社と異なる会計処理をすることも許容している。また, 同規則においては, 小会社の作成すべき貸借対照表等について注記事項等の省略を認めるなど, 中小企業の実態に応じた貸借対照表等の作成ができるよう手当てしている。</p>			
担当局課室等名	民事局参事官室		

分野	法務	意見・要望提出者	日本商工会議所，大阪商工会議所	
項目	個人保証のあり方の見直し			
意見・要望等の内容	中小企業の資金繰りの円滑化に関する施策の一環として，中小企業の再起・起業の促進という観点から，個人保証に一定の歯止めを設けるなど，個人保証のあり方の検討・見直しを行うべきである。			
関係法令	民法第446条，第454条等	共管	なし。	
制度の概要	保証人は，主たる債務者がその債務を履行しない場合に債務を履行する責任を負い(民法第446条)，連帯保証人は，主たる債務者と連帯して債務を履行する責任を負っている(民法第454条等)。			
計画等における記載の状況	該当なし。			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定 (実施(予定)時期：	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
(説明) 中小企業の資金繰り，その再起・起業の促進という観点から，個人保証に一定額の上限額を設ける等の規制を行うことは，あくまでも中小企業政策の問題であって，回答する立場にない。 なお，法務省が所管する民法は，保証制度一般について規定しているものの，それは，あくまでも，私的自治・契約自由の原則の下に私人間の法律関係について民事一般法としての規定を置いているものであって，民事一般法において個人保証に一定の上限を設定すること等は，契約自由の原則に照らしても，極めて困難である。				
担当局課室等名	民事局参事官室			

分野	法務	意見・要望提出者	資本市場協議会	
項目	社債募集に関する商法上の規制の見直し			
意見・要望等の内容	社債募集に関する取締役会決議の義務付け廃止 社債募集の期間「概ね3ヶ月」の規制撤廃			
関係法令	商法第296条	共管	なし	
制度の概要	会社は、取締役会の決議によらなければ、社債を募集することができない。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
(説明)	社債の募集は、通常の債務負担行為に比べ会社の財政に影響するところが大きく、株主の利益にも重大な関係を有するものであるため、取締役会の決議で厳格かつ具体的に定められるべきであり、募集時期、償還期限、条件等の細目を代表取締役委任することは妥当でない。なお、「社債募集の期間「概ね3ヶ月」の規制撤廃」の要望における法務省の新聞発表については、何についてのものであるかが明らかでないため、コメントできない。			
担当局課室等名	民事局参事官室			

分野	法務関係	意見・要望提出者	カナダ				
項目	外国法事務弁護士の業務上の拠点設置義務及び180日以上の本邦滞在義務						
意見・要望等の内容	外国法事務弁護士の業務上の拠点設置義務及び180日以上の本邦滞在義務を撤廃する。						
関係法令	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法45条4項、48条	共管	なし				
制度の概要	<p>外国法事務弁護士事務所は、その外国法事務弁護士の所属弁護士会の地域内に設けなければならないとされている。</p> <p>外国法事務弁護士は、1年のうち180日以上本邦に在留しなければならないとされている。</p> <p>但し、外国法事務弁護士が、自己又は親族の傷病その他やむを得ない事情に基づき、出国をして本法外の地域に在った期間は、本邦に在留した期間としてみなされる。</p>						
計画等における記載の状況	なし						
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期： </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 措置困難 その他 </td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> </table>			措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他	
措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他					
(説明) 外国法事務弁護士は、我が国において原資格国法に関する法律事務を取り扱うことを職務とする者として我が国内の資格として認められたもので、日本弁護士連合会及び弁護士会への登録を前提に、その監督に服するものとされているのであるから、監督の実効性を確保するためには、本邦内において業務上の拠点の設置を義務づける必要性があり、また、形式的に登録のみをして事務員等の資格のない者に法律事務の処理を任せるなどという状態になることを防ぎ、依頼者保護を図るためにも、少なくとも1年間の半分程度以上は我が国に在留を義務づける必要性がある。							
担当局課室等名	大臣官房司法法制部司法法制課						

分野	法務関係	意見・要望提出者	加ダ政府				
項目	特許弁護士の増加						
意見・要望等の内容	特許弁護士の数を増やすなど、特許関連紛争の解決を高める措置をとるよう求める。						
関係法令	弁護士法、司法試験法	共管	なし				
制度の概要	司法試験合格者は、平成11年度以降は1,000人程度に増加されている。						
計画等における記載の状況	更なる法曹人口の大幅増員については、司法制度改革審議会の、中間報告において、「法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、計画的にできるだけ早期に3,000人程度の新規法曹の確保を目指す必要がある」と取りまとめられているところであり、同審議会の検討の結果をも踏まえて、適切かつ迅速に実現を図る。						
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>措置済・措置予定 措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：)</p> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>検討中 措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>措置困難</p> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>その他</p> </td> </tr> </table>			<p>措置済・措置予定 措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：)</p>	<p>検討中 措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>措置困難</p>	<p>その他</p>
<p>措置済・措置予定 措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：)</p>	<p>検討中 措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>措置困難</p>	<p>その他</p>				
<p>(説明)</p> <p>特許に詳しい弁護士を増加させることは、知的財産権の重要性が増している今日、重要な課題である。新たな法曹養成制度の中核である法科大学院においては、理科系出身者を含む多様な人材を入学させ、知的財産法に代表される高度な専門的な分野についての充実した教育が行われることが想定され、同時に専門家のキャリアアップにも利用することができるものとなっている。この制度が適正に運用されることによって、特許に詳しい弁護士が増加していくものと思われるところである。</p>							
担当局課室等名	大臣官房司法法制部司法法制課						

分野	法務・金融	意見・要望提出者	(社)全国地方銀行協会,(社)第二地方銀行協会,(社)全国信用金庫協会,(社)全国信用組合中央協会,全国農業協同組合中央会,農林中央金庫	
項目	コミットメント・ラインの対象企業の拡大			
意見・要望等の内容	コミットメント・ライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上のみなし利息の適用除外となる借主の対象を拡大し,中小企業(資本金3億円以下等),地方公共団体・特別法で定められた地方公社等をその範囲に含める。			
関係法令	特定融資枠契約に関する法律第2条	共 管	金融庁	
制度の概要	コミットメント・ライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上のみなし利息の適用除外となるのは,借主が 資本金額が5億円以上又は負債総額が200億円以上の株式会社(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第1条の2第1項), 資本金額が3億円を超える株式会社, 特定債権等譲受業者(特定債権等に係る事業の規制に関する法律第2条第5項), 特定目的会社(資産の流動化に関する法律第2条第3項)等である場合に限定されている。			
計画等における記載の状況	【規制改革の推進に関する第2次答申・第1章1[2]】 コミットメント・ライン(特定融資枠契約)は,既に制度が導入されている大企業等のみならず,新規事業を始めようとする中小企業等にとっても有益な資金調達手段であり,現行制度において,借主の範囲に中小企業を事前に一律に排除していることは適切ではないとの指摘がある。 したがって,経済的弱者の保護という利息制限法及び出資法の趣旨を踏まえつつ,コミットメント・ライン契約を利用できる借主の範囲について検討すべきである【平成15年度中に検討・結論】。			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期:)			
(説明)				
<p>特定融資枠契約に関する法律附則第3項において,「特定融資枠契約に係る制度の在り方については,この法律の施行後2年を目途として,検討が加えられ,その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるべきものとする。」とされている(なお,同法の施行日は,平成13年6月29日)こと等から,同法の適用対象となる借主の範囲の拡大の可否に関しても,同法を共管する金融庁,関連省庁である総務省,経済産業省と共同して,現在,借主の範囲の拡大に伴って懸念される問題点の検討を行っており,また,これと併せて,適用拡大の検討対象である中小企業,地方公共団体等のニーズを把握するための実態調査の準備を行っている状況である。</p>				
担当局課室等名	民事局参事官室,刑事局刑事課			

分野	法務・金融	意見・要望提出者	(社)リース事業協会	
項目	貸金業に関する諸規制改革(コスト, 競争条件, 資産流動化の阻害要因等)			
意見・要望等の内容	短期融資の事務コストは利息制限法の上限金利を超えてしまい, 利息制限法による利息上限規制は, 短期融資の場合の実情にそぐわないので, 短期融資が可能となる規制体系に修正すべきである。			
関係法令	利息制限法第1条第1項, 同条第3項等	共管	なし	
制度の概要	金銭を目的とする消費貸借上の利息の契約は, 元本が10万円未満の場合は年2割, 元本が10万円以上100万円未満の場合は年1割8分, 元本が100万円以上の場合は年1割5分とされており(手数料名目等のみなし利息を含む。), その超過部分は無効とされる。			
計画等における記載の状況	該当なし。			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期:)			
(説明)	利息制限法は, 利息の上限金利を規定しているものではあるが, その変更については, 経済・社会情勢, 経済的弱者保護等の諸要素を総合的に考慮する必要があるという理由のみから, 短期融資の上限金利を引き上げることは困難である。			
担当局課室等名	民事局参事官室			

分野	金融	意見・要望提出者	東京海上火災保険
項目	サービサー法における特定金銭債権の範囲の拡大		
意見・要望等の内容	保険会社が保険金支払いによって取得する代位求償権をサービサーが取り扱える対象債権とする		
関係法令	債権管理回収業に関する特別措置法(サービサー法)第2条,第5条	共管	警察庁
制度の概要	債権管理回収業に関する特別措置法(サービサー法)第2条により,サービサーが取り扱える債権(特定金銭債権)の種類が法定されている。		
計画等における記載の状況	規制改革推進3か年計画(改定) 分野別措置事項 2.金融関係 オ その他 債権回収会社(サービサー)の取扱債権の範囲の見直し		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中)	措置困難 その他
(説明)			
<p>債権管理回収業に関する特別措置法(サービサー法)第2条により,サービサーが取り扱える債権(特定金銭債権)の範囲が法定されている。</p> <p>保険会社が保険金支払いによって取得する代位求償権が,保険会社が保険金支払いにより,商法上の保険代位(商法第661条)によって取得する原債権のことを意味しているのであれば,特定金銭債権の支払いを保証するための保険契約に基づき,保険会社が保険金を支払ったことによって取得した原債権は,現行法上も特定金銭債権として取り扱うことができる。</p>			
担当局課室等名	大臣官房司法法制部審査監督課		

分野	金融	意見・要望提出者	東京海上火災保険				
項目	サービスの営業許可要件の緩和（最低資本金の引き下げ）						
意見・要望等の内容	サービスの最低資本金（5億円）を引き下げる。						
関係法令	債権管理回収業に関する特別措置法（サービス法）第5条	共管	警察庁				
制度の概要	サービスの営業許可要件の一つとして、最低資本金（5億円以上）の要件がある。						
計画等における記載の状況	該当なし						
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期： </td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ） </td> <td style="width: 20%; vertical-align: top;"> 措置困難 その他 </td> </tr> </table>			措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：		検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ）	措置困難 その他
措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：		検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ）	措置困難 その他				
（説明） サービスの営業許可の要件は、暴力団員等の反社会的勢力が債権管理回収業務に参入することを防止するとともに、債権管理回収業務の適正な運営を確保するために設けられているものである。 反社会的勢力が債権管理回収業に容易に参入することが困難な額であり、しかも、商法特例法上の会計監査人による監査等が義務づけられている5億円という金額が、債権回収会社の資本金としては最も適切であると思料されることから、現時点において、その引き下げは考えていない。							
担当局課室等名	大臣官房司法法制部審査監督課						

分野	金融	意見・要望提出者	社団法人リース事業協会	
項目	債権管理回収業に関する特別措置法（サービサー法）の運用等について			
意見・要望等の内容	再リース，解約可能な長期レンタルなどの債権を対象債権として明確化すること。			
関係法令	債権管理回収業に関する特別措置法(サービサー法)第2条	共管	警察庁	
制度の概要	債権管理回収業に関する特別措置法（サービサー法）第2条により，サービサーが取り扱える債権（特定金銭債権）の種類が法定されている。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
（説明） 債権管理回収業に関する特別措置法（サービサー法）第2条により，サービサーが取り扱える債権（特定金銭債権）の種類が法定されており，取扱可能なリース債権については，同条第1項第4号に規定されている。				
担当局課室等名	大臣官房司法法制部審査監督課			

分野	金融	意見・要望提出者	日本経済団体連合会
項目	サービサー法における特定金銭債権の範囲の拡大		
意見・要望等の内容	ファクタリング会社が保有する、事業者の売掛債権を担保とする保証契約に基づく債務を履行したことにより取得した求償権を、サービサーが取り扱える対象債権とする。		
関係法令	債権管理回収業に関する特別措置法(サービサー法)第2条, 同法施行令第2条	共管	警察庁
制度の概要	債権管理回収業に関する特別措置法(サービサー法)第2条により、サービサーが取り扱える債権(特定金銭債権)の種類を法定するとともに、同法施行令第2条において、求償権の主体を法定している。		
計画等における記載の状況	規制改革推進3か年計画(改定) 分野別措置事項 2.金融関係 オ その他 債権回収会社(サービサー)の取扱債権の範囲の見直し		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中	
	措置予定	具体的措置の検討中	
	(実施(予定)時期:)		
(説明) 債権管理回収業に関する特別措置法(サービサー法)立法当時の喫緊の課題である金融機関等の不良債権の実質的な処理と債権の流動化を促進するため、弁護士法の特例として制定されたという立法経緯を踏まえ、サービサーが取り扱える債権として、特に緊急性の高い債権を同法第2条により法定している。同条に法定されていない債権については、債権管理回収業の実情や社会的ニーズを踏まえて将来的に検討を行い適切に対応したい。			
担当局課室等名	大臣官房司法法制部審査監督課		

分野	金融	意見・要望提出者	リース事業協会，(株)オリックス
項目	出資法第1条（出資金の受入の制限）及び第2条（預り金の禁止）		
意見・要望等の内容	出資法第1条を撤廃し，第2条については預り金の定義を明確にする等の改廃を行う。		
関係法令	出資法第1条及び第2条	共管	金融庁
制度の概要	第1条：不特定多数の者に対し，後日全額若しくはこれをこえる金額を払い戻す旨明示又は黙示して，出資金の受入をしてはならない。 第2条：他の法律に特別の規定がある者を除き，何人も業として預り金をしてはならない。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済	検討中 措置するか否かを含めて検討中	措置困難 その他
	措置予定	具体的措置の検討中	
	(実施(予定)時期：)		
(説明)			
<p>出資法第1条の規制対象となっている出資金とは，本来，全額の払い戻しが保証されないことを本質としているものと解されており，また，同法第2条の「預り金」については，不特定かつ多数の者からの金銭の受入れであつて，「預金，貯金又は定期積金の受入れ」若しくは「社債，借入金その他何らの名義をもつてするを問わず，前号に掲げるものと同様の経済的性質を有するもの」と規定されており，処罰の対象から，「他の法律に特別の規定のある者を除く」こととされている。</p> <p>いずれにせよ，この問題は広く金融行政にかかわる事柄であり，また，出資法第1条及び第2条が，詐欺的金融犯罪の取締り等に大きな役割を果たしている現状にかんがみると，現時点では，法務省において，直ちに第1条を廃止するなどの措置を講じることは困難である。</p>			
担当局課室等名	刑事局刑事課		

分野	雇用・労働	意見・要望提出者	日本経済団体連合会 大阪商工会議所
項目	外国人研修・技能実習制度の見直し		
意見・要望等の内容	深夜・夜間の研修を行う必要性が認められ、管理体制が整備されている企業については、研修の時間帯制限を緩和すべきである。 在留期間を最大5年間まで、受入れ枠を10%程度まで拡大するよう規制を緩和すべきである。		
関係法令	出入国管理及び難民認定法	共管	なし
制度の概要	外国人研修生の深夜（22時から翌朝5時）の研修は全く認めておらず、夜間（18時から22時）の研修も原則認めていない。ただし、交代制勤務による研修を希望する場合にあっては、個別の事案に応じて例外的に認める場合がある。 技能実習期間は、研修活動の期間のおおむね1.5倍以内、最大3年以内の期間であること。また、受入れ機関に受け入れられる研修生の人数が、当該機関の常勤職員総数の20分の1以内であること。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済	検討中 措置するか否かを含めて検討中	措置困難 その他
	措置予定	具体的措置の検討中	
	(実施(予定)時期:)		
(説明)			
<p>研修生は労働力ではなく、技術等を修得する者であるという研修制度の趣旨にかんがみ、研修活動は通常の勤務時間内に実施されるべきであるとの観点から、夜間や早朝の時間帯での研修の実施については、技術等を修得する効率面及び研修生の安全面からも望ましくなく、原則として認めないとしている従来の取扱いを踏襲する。ただし、例外的に認める事案とは、企業の交代制勤務等を踏まえ、日本人従業員の確保が困難なため研修生が充当されることのないよう十分に配慮されているか、夜間研修を経験させる必要性や実施する期間の妥当性があるか等の点について考慮した上で、適当と認められる場合に限られる。</p> <p>現在、研修と技能実習を合わせて最長3年間の滞在が認められるが、これは平成9年に各方面等からの要望によって、最長2年間であったものを最長3年間に延長した経緯がある。一方、低賃金労働力としての研修制度の悪用事案など問題が払拭されない現状において、また、研修制度の趣旨と単純労働者受入れとの相違という観点からも、現行以上に期間延長を認めることは適当ではないと考える。なお、研修生受入れ人数枠については、適正な研修実施体制の確保の面から、法務省告示で定める組合・団体等が受入れを行う場合にあっては、受入れ枠の緩和がなされている。</p>			
担当局課室等名	入国管理局入国在留課		

分野	住宅・土地，公共工事	要望提出者	日本経済団体連合会
項目	要役地分筆登記に地役権者の承諾書を添付した場合の転写の取扱いの見直し		
意見・要望等の内容	要役地地役権の登記のある土地の分筆登記の申請書に要役地地役権者の権利消滅の承諾書を添付した場合には，要役地地役権の登記は転写しないものとすべきである。		
関係法令	不動産登記法第 25 条，第 35 条，第 83 条，第 81 条ノ 2，第 114 条	共管	なし
制度の概要	地役権は，その設定行為の定める目的に従って他人の土地（承役地）を自己の土地（要役地）の便益に供するために，承役地に設定される権利（物権）であり，第三者に対抗するためには，原則として登記をしなければならない。		
計画等における記載の状況	なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 (結論時期： 年 月)	措置困難 その他
(説明)			
<p>要役地の範囲を縮減した場合にすべき登記は，承役地についてする地役権の変更の登記であり，要役地についてされている地役権の抹消は，当該変更の登記がされたことに伴って，登記官の職権によりされるに過ぎない。したがって，要役地の分筆の登記の際に，承役地の所有権等の登記名義人が関与がないまま，承役地についてする地役権の変更の登記に相当する措置をすることは相当ではない。</p>			
担当局課室等名	民事局民事第二課		

分野	運輸	意見・要望提出者	(社)日本船主協会					
項目	日本籍船の登記・登録の一元化 船舶原簿と船舶登記簿の変更手続の一元化							
意見・要望等の内容	船舶の登記と登録の二元制度の下で、手続が複雑となっているため、事務の合理化が図られるよう一元化が必要。							
関係法令	船舶法 船舶登記規則	共管	国土交通省					
制度の概要	船舶登録事項と一致している船舶登記簿の表題部に関する事項について変更が生じた場合には、所有者が、管海官庁において変更登録を行った上、その船舶原簿の謄・抄本を添付して変更登記申請をすることとしている。							
計画等における記載の状況	申請者の負担軽減の観点から、船舶登記制度と船舶登録制度の実質的な一元化について検討を行い、その結果を踏まえ、所要の措置を講ずる。							
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; vertical-align: top;"> <div style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">措置済・措置予定 措置済</p> <p style="text-align: center;">措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：)</p> </div> </td> <td style="width: 20%; vertical-align: top;"> <div style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">検討中</p> <p style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</p> <p style="text-align: center;">具体的措置の検討中</p> </div> </td> <td style="width: 20%; vertical-align: top;"> <p style="text-align: center;">措置困難</p> </td> <td style="width: 20%; vertical-align: top;"> <p style="text-align: center;">その他</p> </td> </tr> </table>				<div style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">措置済・措置予定 措置済</p> <p style="text-align: center;">措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：)</p> </div>	<div style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">検討中</p> <p style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</p> <p style="text-align: center;">具体的措置の検討中</p> </div>	<p style="text-align: center;">措置困難</p>	<p style="text-align: center;">その他</p>
<div style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">措置済・措置予定 措置済</p> <p style="text-align: center;">措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：)</p> </div>	<div style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">検討中</p> <p style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</p> <p style="text-align: center;">具体的措置の検討中</p> </div>	<p style="text-align: center;">措置困難</p>	<p style="text-align: center;">その他</p>					
<p>(説明)</p> <p>事務の一元化までの間、国民の負担を出来る限り軽減するための制度として、船舶登録事項と一致している船舶登記の表題部に関する事項について管海官庁に変更登録の申請があった場合に、管海官庁からの囑託による変更登記の制度(囑託制度)を採用する方向で、その具体的方法を検討中である。</p>								
担当局課室等名	民事局民事第二課							

分野	運輸	意見・要望提出者	(社)日本船主協会					
項目	マルシップ外航客船の外国人乗組員の上陸許可期間の延長							
意見・要望等の内容	乗員の上陸は15日を超えない範囲内で許可されており、マルシップ外航客船については、初回の申請で15日の上陸許可を得た後、必要な時点で再度申請することにより新たに15日の上陸許可が認められている。ただし、3度目以降の上陸許可申請は、外国へ向け出港し再度日本の港に入港しない限り受け付けられない。近年におけるマルシップ外航客船の国内就航状況に鑑み、上陸許可期間の延長や数次上陸許可を認めることなどが必要である。							
関係法令	出入国管理及び難民認定法第16条	共管	なし					
制度の概要	乗員上陸許可は、我が国に一定の目的をもって在留資格を与えられて在留しようとする外国人の上陸手続きの特例として、船舶等と共に移動するという乗員の特殊な地位を考慮して簡易な上陸手続きにより上陸が認められる制度の趣旨から、長期間の上陸を認めるものではなく、出入国管理及び難民認定法第16条第1項において、「休養、買い物その他これらに類似する目的をもって15日を超えない範囲内で上陸を希望する場合において...乗員上陸を許可することができる。」と定められている。マルシップ外航客船の外国人乗組員の上陸許可については、個々の事情を斟酌した上で乗員上陸許可を行っている。							
計画等における記載の状況	なし							
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期： </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;"> 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 </td> <td style="width: 50%; text-align: center;"> 措置困難 その他 </td> </tr> </table> </td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> </table>			措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;"> 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 </td> <td style="width: 50%; text-align: center;"> 措置困難 その他 </td> </tr> </table>	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他	
措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;"> 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 </td> <td style="width: 50%; text-align: center;"> 措置困難 その他 </td> </tr> </table>	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他					
検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他							
<p>(説明)</p> <p>乗員上陸許可制度は、入管法第16条において、外国人乗員が船舶等の乗換え、乗組み、休養、買い物、その他これらに類似する目的をもって15日を超えない範囲内で上陸を希望する場合に許可されると定められているところ、「マルシップ外航客船の外国人乗組員の乗員上陸許可」については、国土交通省からの弾力的な運用に関する申し入れを踏まえ、運用しており、個々の事情を斟酌した上で許可を行っている。</p>								
担当局課室等名	入国管理局入国在留課							

分野	その他	意見・要望提出者	社団法人リース事業協会			
項目	継続的収入が見込まれる個人に対する破産法の適用制限					
意見・要望等の内容	破産宣告後も相応の収入の見込める個人に対しては、破産の利用を認めず、再生手続によるものとする。					
関係法令	破産法第6条	共管				
制度の概要	破産配当の引当てになる破産財団となるのは、破産宣告時に破産者に帰属する財産であり、破産宣告後に取得する財産は、破産配当の引当てにはならない。					
計画等における記載の状況	該当なし。					
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>措置済・措置予定 措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：)</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>検討中 措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>措置困難</p> <p>その他</p> </td> </tr> </table>			<p>措置済・措置予定 措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：)</p>	<p>検討中 措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>措置困難</p> <p>その他</p>
<p>措置済・措置予定 措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：)</p>	<p>検討中 措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>措置困難</p> <p>その他</p>				
<p>(説明)</p> <p>破産法は、上記のとおり、破産宣告を基準時として破産財団の範囲を固定する制度(固定主義)を採用しており、これにより、破産宣告後の財産が破産宣告後の原因に基づく新債権者に対する引当てとなって、新たな債権者の保護が図られるとともに、破産者としても、破産宣告後の財産を基礎として、生活や事業の再生を図ることが容易になる。他方、指摘されるような場合に、支払不能と判断され、破産宣告を受ける債務者は、相当多額の債務を負っていると思われるところ、このような多額の債務を負った者について、将来の相応の収入を得る見込みという判断の容易でない要件により、破産手続の利用を認めず、再生手続(債務の額からみて、債権者の多数決を要する通常の再生手続となると考えられる。)によるものとするのは、債務者の再生を著しく困難にするおそれがあり、適切とはいえない。</p>						
担当局課室等名	民事局参事官室					

分野	その他	意見・要望提出者	大阪商工会議所	
項目	カジノの法制化			
意見・要望等の内容	カジノの開設に向けた諸規制の見直し等，カジノの法制化をすること。			
関係法令	刑法第185条・第186条	共管	なし	
制度の概要	1 賭博をした者は，50万円以下の罰金又は科料に処する（刑法第185条）。 2 常習として賭博をした者は，3年以下の懲役に処する（刑法第186条第1項）。 3 賭博場を開帳し，又は博徒を結合して利益を図った者は，3月以上5年以下の懲役に処する（刑法第186条第2項）。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
（説明） いずれかの省庁において，カジノを法制化する法律を立案することとなれば，その内容について，当省が，個別に，当該省庁との協議に応じる用意はある。				
担当局課室等名	法務省刑事局公安課			

分野	その他	意見・要望提出者	石川県珠洲市議会	
項目	カジノの法制化			
意見・要望等の内容	国際観光産業としてのカジノの法制化			
関係法令	刑法第185条・第186条	共管	なし	
制度の概要	1 賭博をした者は、50万円以下の罰金又は科料に処する（刑法第185条）。 2 常習として賭博をした者は、3年以下の懲役に処する（刑法第186条第1項）。 3 賭博場を開帳し、又は博徒を結合して利益を図った者は、3月以上5年以下の懲役に処する（刑法第186条第2項）。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
（説明） いずれかの省庁において、カジノを法制化する法律を立案することとなれば、その内容について、当省が、個別に、当該省庁との協議に応じる用意はある。				
担当局課室等名	法務省刑事局公安課			

分野	その他	意見・要望提出者	宮崎県議会新地域活性化促進問題研究会 ほか3団体	
項目	カジノの合法化			
意見・要望等の内容	カジノについて、法制度を整備して合法化すること			
関係法令	刑法第185条・第186条	共管	なし	
制度の概要	1 賭博をした者は、50万円以下の罰金又は科料に処する（刑法第185条）。 2 常習として賭博をした者は、3年以下の懲役に処する（刑法第186条第1項）。 3 賭博場を開帳し、又は博徒を結合して利益を図った者は、3月以上5年以下の懲役に処する（刑法第186条第2項）。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	□ その他
（説明） カジノを合法化するために刑罰法規の基本法である刑法を改正することはできない。 いずれかの省庁において、カジノを合法化する法律を立案することとなれば、その内容について、当省が、個別に、当該省庁との協議に応じる用意はある。				
担当局課室等名	法務省刑事局公安課			

分野	その他	意見・要望提出者	社団法人 日本船主協会	
項目	日本籍船でのカジノの自由化			
意見・要望等の内容	日本籍船上では現行刑法が適用されるため、公海上にあってもカジノが禁止されている。国民への健全な娯楽を提供し、クルーズ客船事業の振興を図るため、カジノの運営が非合法とならないよう、所用の法整備を行うこと。			
関係法令	刑法第185条・第186条	共管	なし	
制度の概要	1 賭博をした者は、50万円以下の罰金又は科料に処する（刑法第185条）。 2 常習として賭博をした者は、3年以下の懲役に処する（刑法第186条第1項）。 3 賭博場を開帳し、又は博徒を結合して利益を図った者は、3月以上5年以下の懲役に処する（刑法第186条第2項）。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
（説明） いずれかの省庁において、カジノを法制化する法律を立案することとなれば、その内容について、当省が、個別に、当該省庁との協議に応じる用意はある。				
担当局課室等名	法務省刑事局公安課			